

# 熊本市公報

第 1371 号

発行所 熊本中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局総務課

発行日 毎月 15 日・末日

## 目 次

## 規 則

○熊本市会計規則の一部を改正する規則（規則第 1 号）	69
-----------------------------	----

## 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定（告示第 47 号）	91
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関 の指定（告示第 48 号）	91
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による医療機関の辞退（告示 第 49 号）	92
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 50 号）	92
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 51 号）	92
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 52 号）	92
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 53 号）	93
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 54 号）	94
○平成 25 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 57 号）	94
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 59 号）	94
○平成 25 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 60 号）	95
○地縁による団体の認可（告示第 61 号）	95
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 62 号）	96
○県道の区域変更（告示第 63 号）	96
○県道の供用開始（告示第 64 号）	97
○平成 25 年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達（告示第 66 号）	97
○県道の供用開始（告示第 67 号）	97
○平成 25 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 68 号）	98
○平成 24 年度及び平成 25 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 69 号）	98
○平成 25 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 70 号）	99
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 71 号）	99
○介護保険法による指定居宅介護支援事業等の廃止（告示第 72 号）	99
○指定居宅介護支援事業等の廃止（告示第 73 号）	100
○市議会の招集（告示第 76 号）	100
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 77 号）	100

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 69 号）	100
○開発行為に関する工事の完了（公告第 70 号）	101
○開発行為に関する工事の完了（公告第 71 号）	101
○開発行為に関する工事の完了（公告第 81 号）	101
○開発行為に関する工事の完了（公告第 82 号）	101
○開発行為に関する工事の完了（公告第 84 号）	102
○農業振興地域整備計画の変更（公告第 97 号）	102
○土砂災害警戒区域等の指定（公告第 98 号）	103
○開発行為に関する工事の完了（公告第 100 号）	104
○国土調査による地図及び簿冊の作成（公告第 104 号）	105
○都市計画事業認可に伴う関係図書の縦覧（公告第 108 号）	105
○国土調査による地図及び簿冊の作成（公告第 110 号）	106
○平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画策定及び縦覧（公告第 112 号）	106
○開発行為に関する工事の完了（公告第 114 号）	106
○開発行為に関する工事の完了（公告第 117 号）	106
○開発行為に関する工事の完了（公告第 120 号）	107

## 中 央 区

○住民票の職権消除（中央区告示第 4 号）	107
○住民票の職権消除（中央区告示第 5 号）	107

## 上 下 水 道 局

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 7 号）	107
○給水装置工事の事業の廃止（上下水道局告示第 8 号）	108

## 教 育 委 員 会

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 2 号）	108
---------------------------	-----

## 監 査

○住民監査請求による監査に基づく監査結果の公表（監委公告第 5 号）	109
------------------------------------	-----

## 人 事 委 員 会

○熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人委規則第 1 号）	117
--	-----

## 規則

規則 第 1 号

平成 26 年 2 月 6 日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

### 熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項及び第 46 条第 1 項中「又は振替伺」を削る。

附則中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

別記会計規則附属様式の表様式第 11 号の項中「、振替伺」を削り、同表様式第 12 号の項中「精算書（A から J まで）」を「支出負担行為兼支出命令書、集合明細書、科目併合内訳書、精算報告書、支出命令書（旅費）、集合明細書（旅行支出命令）、精算報告書兼変更旅行命令書」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号

(A)

## 調 定 書

起 票 者												
金 額												
	氏名											
	予算区分											
	科目通番											
	年度											
起案												
調定番号												
所 属												
会 計												
款												
項												
目												
節												
細 節												
説 明												
調定内容												
予 算 現 額 円												
調 定 濟 額 円												
調 定 累 計 額 円												
収 入 濟 額 円												
過 誤 納 額 円												
相 手 方	相手方番号											
	所在 地											
	氏 名											
	1	納付期限										
	2	納付金額 円										
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	8											
	9											
	10											
	11											
12												
13												

## 調 定 集 合 明 細 書

伝票番号

No.	内 容
	金 額 円 相手方番号 所 在 地 氏 名
	金 額 円 相手方番号 所 在 地 氏 名



様式第 9 号中

「

億	千	百	十	万	千

「

億	千	百	十	万	千

を

」

」

に改め、様式第 10 号中

「

												起案者	
												氏名	
												予算区分	
												科目通番	
												年度	
												起案者	
												調定番号	
不 納 欠 損 処 分 通 知 書													
金額		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
所 属													
会計													
款													
項													
目													
節													
説明													
内容(積算及び理由)													
納入義務者													
上記のとおり不納欠損処分しましたので通知します。													
課長													
熊本市会計管理者 (宛)													

」

を

「

## 不 納 欠 損 処 分 通 知 書

起 票 者												
氏名												
予算区分 科目通番												
年度												
起案												
伝票番号												
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
所 属												
会 計												
款												
項												
目												
節												
細 節												
説 明												
積算及び不納欠損理由												
調 定 済 額 円												
收 入 済 額 円												
不 納 欠 損 済 額 円												
收 入 未 済 額 円												
上記の通り不納欠損処分しましたので通知します。 ( 所 属 長 )												
印												
熊本市会計管理者 様												

」  
 に改め、様式第 11 号、様式第 12 号、様式第 15 号及び様式第 18 号を次のように改める。

樣式第 11 号

更正（修正） 同

起 票 者	
氏名	

様式第 12 号

## 支 出 命 令 書

起 票 者	
氏名	
年 度	
予算区分	
科目通番	

件 名											支出負担行為起案日					
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	支出区分				
												支払方法				
所 属												支出命令起案日				
会計												支出負担行為番号				
款												支出命令番号				
項												控除				
目																
大事業																
中事業																
小事業																
節																
細 節																
説 明																
												支出負担行為額 円				
												支出命令済額 円 回				
												支出未済額 円				
												控除合計額 円				
												差引今回支払額 円				
内容及び積算基礎																
相 手 方	債権者番号													集 合 件 数	件	支払希望日
	所在 地															
	氏 名															
	受取人番号															
	所在 地															
氏 名																
振 込 先																

## 支出負擔行為兼支出命令書

起 票 者	
氏名	
年 度	
予算区分	
科目通番	

件 名	起案日		
金 額	支 出 区 分 支 払 方 法		
所 属			
会 計 款 項 目 大事業 中事業 小事業 節 細 節 説 明	支 出 命 令 番 号  配当予算残額 控 除  控除合計額 差引今回支払額		
内 容 及 び 積 算 基 礎			
相 手 方	債 権 者 番 号 所 在 地 氏 名  受 取 人 番 号 所 在 地 氏 名  振 込 先	集 合 件 数 件	支 払 希 望 日

## 集合明細書

伝票番号

	債権者番号 所 在 地	支 出 命 令 額 控除	円
相 手 方	氏 名		
No.	受取人番号 所 在 地		
	氏 名	控 除 合 計 額 差引今回支払額	円
	振 込 先		
	債権者番号 所 在 地	支 出 命 令 額 控除	円
相 手 方	氏 名		
No.	受取人番号 所 在 地		
	氏 名	控 除 合 計 額 差引今回支払額	円
	振 込 先		
	債権者番号 所 在 地	支 出 命 令 額 控除	円
相 手 方	氏 名		
No.	受取人番号 所 在 地		
	氏 名	控 除 合 計 額 差引今回支払額	円
	振 込 先		
	債権者番号 所 在 地	支 出 命 令 額 控除	円
相 手 方	氏 名		
No.	受取人番号 所 在 地		
	氏 名	控 除 合 計 額 差引今回支払額	円
	振 込 先		
	債権者番号 所 在 地	支 出 命 令 額 控除	円
相 手 方	氏 名		
No.	受取人番号 所 在 地		
	氏 名	控 除 合 計 額 差引今回支払額	円
	振 込 先		

## 科目併合内訳書

伝票番号

No.	科目通番 所 属 会 計 款 項 目 大事業 中事業 小事業 節 細 節 説 明	支出負担行為額 支出命令済額  支出未済額 支出命令額	円 円 回 円 円
No.	科目通番 所 属 会 計 款 項 目 大事業 中事業 小事業 節 細 節 説 明	支出負担行為額 支出命令済額  支出未済額 支出命令額	円 円 回 円 円
No.	科目通番 所 属 会 計 款 項 目 大事業 中事業 小事業 節 細 節 説 明	支出負担行為額 支出命令済額  支出未済額 支出命令額	円 円 回 円 円
No.	科目通番 所 属 会 計 款 項 目 大事業 中事業 小事業 節 細 節 説 明	支出負担行為額 支出命令済額  支出未済額 支出命令額	円 円 回 円 円
No.	科目通番 所 属 会 計 款 項 目 大事業 中事業 小事業 節 細 節 説 明	支出負担行為額 支出命令済額  支出未済額 支出命令額	円 円 回 円 円
No.	科目通番 所 属 会 計 款 項 目 大事業 中事業 小事業 節 細 節 説 明	支出負担行為額 支出命令済額  支出未済額 支出命令額	円 円 回 円 円

## 精 算 報 告 書

起 票 者	
氏名	
年 度	
予算区分	
科目通番	

受 領 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	支 払 年 月 日 起 案 日 支 出 命 令 番 号 精 算 番 号 支 出 区 分 集 合 件 数 件
精 算 額												
戻 入 額												
所 属												
会 計 款 項 目 大 事 業 中 事 業 小 事 業 節 細 節 説 明											控 除	
件 名 ( 内 容 )												
債 權 者	番 号 所 在 地 氏 名											

## 支出命令書(旅費)

起 票 者	
氏名	
年 度	
予算区分	
科目通番	

件 名	旅行命令起案日													
金 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	支出区分	支払方法	
所 属												支出命令起案日	旅行命令番号	支出命令番号
会 計												控 除		
款														
項														
目														
大事業														
中事業														
小事業														
節														
細 節														
説 明														
備 考														
												集 合 件 数	件	支 払 希 望 日
所 属														
旅 費 区 分														
行 氏 名														
者 振 迹 先														

## 集合明細書(旅行支出命令)

伝票番号

貢

旅 行 者 No.	所 属	支 出 命 令 額 控除	円
	旅 費 区 分		
	氏 名		
	振 込 先	控 除 合 計 額 差引今回支払額	円
旅 行 者 No.	所 属	支 出 命 令 額 控除	円
	旅 費 区 分		
	氏 名		
	振 込 先	控 除 合 計 額 差引今回支払額	円
旅 行 者 No.	所 属	支 出 命 令 額 控除	円
	旅 費 区 分		
	氏 名		
	振 込 先	控 除 合 計 額 差引今回支払額	円
旅 行 者 No.	所 属	支 出 命 令 額 控除	円
	旅 費 区 分		
	氏 名		
	振 込 先	控 除 合 計 額 差引今回支払額	円
旅 行 者 No.	所 属	支 出 命 令 額 控除	円
	旅 費 区 分		
	氏 名		
	振 込 先	控 除 合 計 額 差引今回支払額	円

起 票 者	
氏名	
年 度	
予算区分	
科目通番	

## 精算報告書兼変更旅行命令書

件 名													
受 領 額		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	支出区分 支払方法
精 算 額													支 払 年 月 日 起 案 日
戻 入 額													精 算 番 号 集 合 件 数 件
追 給 額													支 払 希 望 日
所 属 会 計 款 項 目 大 事 業 中 事 業 小 事 業 節 細 節 説 明												控 除	
												控除合計額	
												配当予算残額 支出命令額	
備 考													
旅 行 者	所 属 旅費区分 氏 名 振 迳 先												

様式第 15 号

(会計総室用)

## 公金振替書

年 月 日

熊本市指定金融機関  
様

熊本市会計管理者 (印)

下記の金額を本日振替えてください。

記

金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

### ( 内容 )

1. 依頼書番号

2. 支出

3. 受入

(会計総室用)

## 公金振替済通知書

年 月 日

熊本市会計管理者 様

熊本市指定金融機関

印

下記の金額を本日振替えました。

記

金額		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

## ( 内容 )

1. 依頼書番号

2. 支出

3. 受入

(担当課用)

伝票番号

## 公金振替書

区分	会計	年 度	金 領	件 名
支出			円	
支出			円	

上記のとおり振替します。

年 月 日

熊本市会計管理者

様

伝票番号

## 公金振替済通知書

区分	会計	年 度	金 領	件 名
支出			円	
支出			円	

上記のとおり振替しました。

年 月 日

熊本市会計管理者 様

様式第 18 号

## 支払通知書兼領収証書

年 度		予算区分		科目通番	
所 属					
会 計 款項目 事 業 節細節 説 明					
金 額	円		支 払 方 法		
相手方				収入印紙	領収印
上記の金額を領収しました。 年 月 日					指定金融機関支払振替日付印
熊本市会計管理者 様					

様式第 19 号中

「

金額		百	十	億	千	百	十	万	千

」

を

「

金額		百	十	億	千	百	十	万	千

」

に、「戻出期限」を「支払希望日」に、

「

億	千	百	十	万	千

を

億	千	百	十	万	千

」

」

に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 2 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市会計規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、使用することができる。

(熊本市会計規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 熊本市会計規則の一部を改正する規則（昭和 62 年規則第 69 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

(熊本市会計規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 4 熊本市会計規則の一部を改正する規則（平成元年規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

(熊本市会計規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 5 熊本市会計規則の一部を改正する規則（平成 10 年規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

(熊本市会計規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 6 熊本市会計規則の一部を改正する規則（平成 13 年規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

## 告 示

告 示 第 4 7 号

平成 26 年 2 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	タケシタ調剤薬局 新屋敷店	熊本市中央区新屋敷一丁目 17-39	平成 26 年 2 月 1 日 ~ 平成 32 年 1 月 31 日
2	ながみね東薬局	熊本市東区長嶺東二丁目 1 1番 94 号	平成 26 年 2 月 1 日 ~ 平成 32 年 1 月 31 日
3	なないろ薬局 島 崎店	熊本市中央区島崎一丁目 3 2-8	平成 26 年 2 月 1 日 ~ 平成 32 年 1 月 31 日
4	訪問看護ステーシ ョン ステップ	熊本市北区植木町投刀塚 2 95 番地 2	平成 26 年 2 月 1 日 ~ 平成 32 年 1 月 31 日
5	三氣堂薬局 清水 店	熊本市北区清水亀井町 26 -33	平成 26 年 2 月 1 日 ~ 平成 32 年 1 月 31 日
6	どんぐり薬局	熊本市北区四方寄町 141 1-8	平成 26 年 2 月 1 日 ~ 平成 32 年 1 月 31 日
7	アダチ薬局 くす りや田原坂	熊本市北区植木町大和 37 番 15	平成 26 年 2 月 1 日 ~ 平成 32 年 1 月 31 日
8	植木あおぞら薬局	熊本市北区植木町植木 18 6-1	平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日

告 示 第 4 8 号

平成 26 年 2 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

指定医療機関	所 在 地	担当すべ き医療の 種類	主として担当 する医師（薬 剤師）氏名	指定年月日
西日本病院	熊本市東区八反田三丁 目 20 番 1 号	整形外科	住吉 康之	平成 26 年 2 月 1 日
カトレア薬局	熊本市西区花園一丁目 20 番 63 号	調剤	中村 利江	平成 26 年 2 月 1 日
つくし薬局	熊本市北区楠八丁目 8 番 5 号	調剤	井上 恵美子	平成 26 年 2 月 1 日

## 告示 第 49 号

平成 26 年 2 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条に規定する医療機関の辞退の申出があつたので、同法第 69 条第 3 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

指定医療機関	所 在 地	辞退する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）氏名	辞退年月日
カトレア薬局	熊本市西区花園一丁目 20 番 63 号	調剤	村上 智之	平成 25 年 11 月 30 日

## 告示 第 50 号

平成 26 年 2 月 3 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があつたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 団体の名称

舟島自治会

## 2 変更があつた事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「松本 茂隆」を「堀田 正幸」に改める。

## (2) 代表者の住所

「熊本県鹿本郡植木町大字舟島 182 番地」を「熊本市北区植木町舟島 262 番地」に改める。

## 告示 第 51 号

平成 26 年 2 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項本文の指定及び法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 78 条及び法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに法第 115 条の 10 及び法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4360190 708	訪問看護ステーションステップ 熊本市北区植木町投刀塚 295 番 地 2	医療法人横田会 熊本市北区植木町鎧田 1025 番地 理事長 横田 周三	平成 26 年 2 月 1 日	訪問看護

## 告示 第 52 号

平成 26 年 2 月 4 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があつたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 団体の名称

沈目自治会

## 2 変更があつた事項及びその内容

## (1) 目的

「本会は、下益城郡城南町大字沈目区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の整備及び維持管理等良好な地域社会の意所及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その地域的な共同活動に使用する不動産又は不動産に関する権利等を保有する。」を「本会は、熊本市南区城南町沈目区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の整備及び維持管理等良好な地域社会の意所及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その地域的な共同活動に使用する不動産又は不動産に関する権利等を保有する。」に改める。

## (2) 区域

「熊本県下益城郡城南町大字沈目の区域」を「熊本市南区城南町沈目の区域」に改める。

告示 第 53 号

平成 26 年 2 月 4 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
1月 17 日	はり札等	2	四方寄・鶴羽田	1月 18 日
1月 18 日	はり札等	49	土河原・近見・城山上代	1月 19 日
	立看板等	9	土河原	
1月 20 日	はり札等	1	水前寺	1月 21 日
1月 21 日	はり札等	7	小山・長嶺・土河原	1月 22 日
1月 23 日	はり札等	1	中原町	1月 24 日
1月 25 日	はり札等	67	近見・土河原・野口・城山半田・上ノ郷	1月 26 日
1月 27 日	はり札等	4	白山・近見・上ノ郷	1月 28 日
1月 28 日	はり札等	3	保田窪・龍田	1月 29 日
1月 30 日	はり札等	3	川尻・麻生田	1月 31 日
1月 31 日	はり札等	3	山室・植木町	2月 1 日
	立看板等	2	植木町	
保管場所 熊本市花畠別館（熊本市中央区花畠町 3-1）				

## 告示 第 54 号

平成 26 年 2 月 4 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 団体の名称

舟島自治会

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 名称

「舟島自治会」を「吉松校区第 12（舟島）町内自治会」に改める。

## (2) 区域

「鹿本郡植木町大字舟島 61 番地から 602 番地までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区植木町舟島 58 番地 1 から 706 番地までの区域とする。」に改める。

## (3) 事務所

「鹿本郡植木町大字舟島 100 番地」を「熊本市北区植木町舟島 100 番地 1」に改める。

## (4) 解散の事由

「地方自治法第 260 の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。」を「地方自治法第 260 の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。」に改める。

## 告示 第 57 号

平成 26 年 2 月 5 日

平成 25 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 25	市県民税	5 期	平成 26 年 2 月 28 日	9 人

## 告示 第 59 号

平成 26 年 2 月 6 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

## 1 団体の名称

上杉区

## 2 変更があった事項及びその内容

## (1) 代表者の氏名

「岩永 勝則」を「荒木 養一」に改める。

## (2) 代表者の住所

「下益城郡富合町大字上杉 277 番地」を「熊本市南区富合町上杉 409 番地」に改める。

## 告 示 第 6 0 号

平成 26 年 2 月 6 日

平成 25 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 别	納 期 限	備 考
平成 25 年度	介護保険料	1 月期	平成 26 年 2 月 28 日	公示送達者 4 人 (登載省略)
		2 月期	平成 26 年 2 月 28 日	
		3 月期	平成 26 年 3 月 31 日	

## 告 示 第 6 1 号

平成 26 年 2 月 7 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体を認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 名称

吉野自治会

## 2 規約に定める目的

本会は、地域の住民相互の連絡、環境の維持、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関するここと。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関するここと。
- (4) 福利、厚生に関するここと。
- (5) 交通安全、防犯、防災に関するここと。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

## 3 区域

本会の区域は、熊本市南区城南町今吉野のうち、字迎原、字丸山（281 番 1、282 番 2 及び 285 から 289 番 2 までを除く。）、字池ノ本、字一ノ谷、字道上 588 番 1 から 600 番 10 まで及び 613 番 2、熊本市南区城南町坂野のうち、字東天神原 1674 番から 1693 番まで及び 1828 番 1 から 1844 番 1 まで、字西天神原 1845 番 1 から 1874 番まで、熊本市南区城南町舞原のうち、字吉野原 1060 番 1 から 1123 番 6、字今原 1264 番 1 から 1291 番まで、字三和原 1293 番 1 から 1487 番まで及び熊本市南区城南町舞原無番地の区域とする。

## 4 事務所

熊本市南区城南町今吉野 475-1

## 5 代表者の氏名及び住所

坂本 武範

熊本市南区城南町舞原 1451

## 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無し

7 代理人の有無

無し

8 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 26 年 2 月 5 日

告示 第 6 2 号

平成 26 年 2 月 7 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

上杉自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 目的

「本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 住民相互の連絡

(2) 環境の整備及び維持管理

(3) 不動産又は不動産に関する権利の維持管理

(4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動」を

「本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持、及び行政との協議と協力をを行い、住民の為の地域的な共同活動を目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 住民相互の連絡

(2) 地域の生活環境の整備及び維持管理

(3) 所有する資産に関する権利と共同施設の維持管理

(4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動

(5) その他この地域の目的を達成するための事業」に改める。

(2) 名称

「この団体の名称は上杉区と称する。」を「本会の名称は上杉自治会と称する。」に改める。

(3) 区域

「この団体の区域は、下益城郡富合町大字上杉の区域とする。」を「本会の区域は、熊本市南区富合町上杉の区域とする。」に改める。

(4) 主たる事務所の所在地

「この団体の事務所は、下益城郡富合町大字上杉に置く。」を「本会の事務所は、熊本市南区富合町上杉の代表者の自宅に置く。」に改める。

告示 第 6 3 号

平成 26 年 2 月 7 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般県道	神水川尻線	東区画団町大字所島 733 番 2 地先から 東区画団町大字所島 748 番 4 地先まで	旧	7. 1 ～ 7. 2	13. 8
		東区画団町大字所島 733 番 2 地先から 東区画団町大字所島 748 番 3 地先まで	新	8. 7 ～ 8. 8	13. 8

告示第 64 号

平成 26 年 2 月 7 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）同法第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
一般県道	神水川尻線	東区画団町大字所島 733 番 2 地先から 東区画団町大字所島 748 番 3 地先まで	平成 26 年 2 月 7 日

告示第 66 号

平成 26 年 2 月 10 日

平成 25 年度後期高齢者医療保険料納入通知書 1 月分の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

告示第 67 号

平成 26 年 2 月 10 日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
一般県道	戸島熊本線	中央区水前寺六丁目 4 9 番地先から 中央区水前寺公園 4 1 6 番 1 地先まで	平成 26 年 2 月 10 日
		中央区水前寺六丁目 9 6 番 1 地先から 中央区水前寺公園 5 4 3 番 3 地先まで	平成 26 年 2 月 10 日

## 告 示 第 6 8 号

平成 26 年 2 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	12 月期	170 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 2 月 19 日

## 告 示 第 6 9 号

平成 26 年 2 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	12 月期	558 人
	11 月期	11 人
	10 月期	2 人
	9 月期	2 人
	8 月期	1 人
	7 月期	1 人
	6 月期	2 人
平成 24 年度	2 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 2 月 19 日

## 告 示 第 7 0 号

平成 26 年 2 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	12 月期	14 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 26 年 2 月 19 日

## 告 示 第 7 1 号

平成 26 年 2 月 10 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項本文の指定及び法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 78 条及び法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに法第 115 条の 10 及び法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 225	株式会社 祐心 訪問介護事業所 こころ 熊本市中央区九品寺四丁目 16-3	株式会社祐心 熊本県菊池郡菊陽町津久礼 1994 番地 5 代表取締役 津曲 祐美	平成 26 年 2 月 7 日	訪問介護
4370110 225	株式会社 祐心 訪問介護事業所 こころ 熊本市中央区九品寺四丁目 16-3	株式会社祐心 熊本県菊池郡菊陽町津久礼 1994 番地 5 代表取締役 津曲 祐美	平成 26 年 2 月 7 日	介護予防訪問介護

## 告 示 第 7 2 号

平成 26 年 2 月 12 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 85 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43701017 11	医療法人伊東会 伊東居宅介護支援事業所 熊本市中央区子飼本町 4 番 14 号	医療法人伊東会 熊本市中央区子飼本町 4 番 14 号 理事長 伊東 隆利	平成 26 年 2 月 5 日	居宅介護支援

## 告 示 第 7 3 号

平成 26 年 2 月 12 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43701036 00	福祉用具レンタル サンクスケア 熊本市南区島町一丁目 8 番 10 号	有限会社サンクスケア 熊本市南区島町一丁目 8 番 10 号 代表取締役 矢野 宗和	平成 26 年 2 月 10 日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

## 告 示 第 7 6 号

平成 26 年 2 月 14 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 102 条の規定に基づき、市議会の定例会を次のとおり招集する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 期日 平成 26 年 2 月 21 日  
2 場所 熊本市役所

## 告 示 第 7 7 号

平成 26 年 2 月 14 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）  
1 人  
2 送達をする書類名  
差押調書（謄本）  
配当計算書

## 公 告

## 公 告 第 6 9 号

平成 26 年 2 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市南区浜口町字下才蓮 112 番 1、113 番 2  
355.74 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区野口一丁目 7 番 15 号 エスポアール・アイ B 201  
宮本 剛

公 告 第 7 0 号

平成 26 年 2 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区龍田三丁目 2385 番 2  
431.00 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区龍田一丁目 23 番 1 号  
岩村 純也

公 告 第 7 1 号

平成 26 年 2 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区元三町一丁目 72 番 1  
494.39 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本県宇土市北段原町 10 番地 3 緒方アパハウス C-202  
平江 太輔

公 告 第 8 1 号

平成 26 年 2 月 5 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町清藤字居合 450 番 5  
500.00 平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区花園三丁目 5 番 34 号  
近田 一夫

公 告 第 8 2 号

平成 26 年 2 月 5 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区小島五丁目 231 番 1

377.12 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区小島下町 4620 番地 1

森本 圭亮

公 告 第 84 号

平成 26 年 2 月 6 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町岩野字馬場 1631 番 2、1632 番 1 及び里道

1930.16 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町植木 118 番地 5

池部 知子

公 告 第 97 号

平成 26 年 2 月 10 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により平成 25 年 8 月 26 日付け公告第 626 号で公告した農業振興地域整備計画を同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 11 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 12 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 26 年 3 月 9 日の翌日から起算して、15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 幸山政史

1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間

自 平成 26 年 2 月 10 日

至 平成 26 年 3 月 9 日

2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市北区役所農業振興課

3 意見の提出について

(1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 意見書の提出方法 文書により提出すること

(3) 意見書の提出期限 平成 26 年 3 月 24 日

4 異議申出について

(1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

## (2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 9 8 号

平成 26 年 2 月 12 日

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）の規定により、土砂災害警戒区域等が指定されたので、同法第 8 条第 7 項の規定により次のとおり総覧する。

熊本市長 幸山政史

## 1 土砂災害警戒区域等の箇所名等

番号	土砂災害警戒区域等の箇所名	自然現象の種類	特別警戒区域の有無
1	池上川 (201-1-034)	土石流	有
2	疊石第2谷(貉谷川) (201-1-044)	土石流	有
3	天水湖-1 (201-1-033-1)	急傾斜地の崩壊	無
4	天水湖-2 (201-1-033-2)	急傾斜地の崩壊	有
5	白浜-1 (201-1-034-1)	急傾斜地の崩壊	有
6	白浜-2 (201-1-034-2)	急傾斜地の崩壊	有
7	白浜-3 (201-1-034-3)	急傾斜地の崩壊	有
8	南丸尾-1 (201-1-035-1)	急傾斜地の崩壊	無
9	南丸尾-2 (201-1-035-2)	急傾斜地の崩壊	無
10	尾跡 (201-1-053)	急傾斜地の崩壊	有
11	尾跡(2) (201-1-054)	急傾斜地の崩壊	有
12	小川内 (201-1-055)	急傾斜地の崩壊	有
13	船津-1 (201-1-056-1)	急傾斜地の崩壊	有
14	船津-2 (201-1-056-2)	急傾斜地の崩壊	有
15	新地2-1 (201-1-058-1)	急傾斜地の崩壊	有
16	新地2-2 (201-1-058-2)	急傾斜地の崩壊	有
17	民胴-1 (201-1-059-1)	急傾斜地の崩壊	有
18	民胴-2 (201-1-059-2)	急傾斜地の崩壊	無
19	民胴-3 (201-1-059-3)	急傾斜地の崩壊	有
20	田代-1 (201-1-060-1)	急傾斜地の崩壊	無
21	田代-2 (201-1-060-2)	急傾斜地の崩壊	有
22	田代-3 (201-1-060-3)	急傾斜地の崩壊	無
23	田代-4 (201-1-060-4)	急傾斜地の崩壊	有
24	清田 (201-1-090)	急傾斜地の崩壊	有
25	葛山-1 (201-1-091-1)	急傾斜地の崩壊	有
26	葛山-2 (201-1-091-2)	急傾斜地の崩壊	有
27	葛山-3 (201-1-091-3)	急傾斜地の崩壊	有
28	花園七丁目1 (201-1-092)	急傾斜地の崩壊	有
29	花園七丁目2 (201-1-093)	急傾斜地の崩壊	有
30	平 (201-1-094)	急傾斜地の崩壊	有
31	花園六丁目 (201-1-095)	急傾斜地の崩壊	有
32	花園五・六・七丁目 (201-1-096)	急傾斜地の崩壊	有
33	花園四・五丁目-1 (201-1-098-1)	急傾斜地の崩壊	有
34	花園四・五丁目-2 (201-1-098-2)	急傾斜地の崩壊	有

35	花園五丁目2 (201-1-101)	急傾斜地の崩壊	有
36	寺原-1 (201-1-113-1)	急傾斜地の崩壊	有
37	寺原-2 (201-1-113-2)	急傾斜地の崩壊	無
38	寺原-3 (201-1-113-3)	急傾斜地の崩壊	無
39	稗田町 (201-1-114)	急傾斜地の崩壊	有
40	谷尾崎町・島崎三丁目(戸坂町・横手四丁目) (201-1-139)	急傾斜地の崩壊	有
41	南平(2)(北平) (201-1-163)	急傾斜地の崩壊	有
42	春日町 (201-1-172)	急傾斜地の崩壊	有
43	前平 (201-2-028)	急傾斜地の崩壊	有
44	甲後坂 (201-2-040)	急傾斜地の崩壊	有
45	前川 (201-2-068)	急傾斜地の崩壊	有
46	池上町 (201-2-088)	急傾斜地の崩壊	有
47	林ノ下 (201-3-021)	急傾斜地の崩壊	有
48	舞足 (201-3-022)	急傾斜地の崩壊	有
49	垣添 (201-3-038)	急傾斜地の崩壊	有
50	菰田 (201-3-039)	急傾斜地の崩壊	有
51	付山 (201-3-041)	急傾斜地の崩壊	有
52	浦畠・日の迫 (201-3-044)	急傾斜地の崩壊	有
53	惣門・東門寺 (201-3-048)	急傾斜地の崩壊	有

## 2 縦覧場所

- (1) 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市役所 危機管理防災総室
- (2) 熊本市中央区手取本町1番1号  
中央区役所 総務企画課
- (3) 熊本市西区小島二丁目7-1  
西区役所 総務企画課
- (4) 熊本市北区植木町岩野238-1  
北区役所 総務企画課

## 3 縦覧開始日

平成26年2月12日

公 告 第 1 0 0 号

平成26年2月12日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小山七丁目1598番7、1598番8、1598番9、1598番10  
453.39平方メートル

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区新外三丁目5番8号  
堤 隆一

## 公 告 第 1 0 4 号

平成 26 年 2 月 13 日

熊本市東区戸島五丁目の一部、東区戸島六丁目の一部、東区戸島町の一部の地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図の写し、地籍簿案
- 2 閲覧期間 平成 26 年 2 月 14 日から平成 26 年 3 月 5 日まで 20 日間
- 3 閲覧場所
  - 熊本市役所土木管理課地籍調査班 （2 月 14 日から 3 月 5 日まで）
  - 託麻東校区第 7 町内日向上公民館 （2 月 25 日、2 月 26 日）
  - 託麻東校区第 4 町内北向上公民館 （2 月 27 日、2 月 28 日）
  - 熊本市託麻公民館 2 階 B 会議室 （3 月 4 日、3 月 5 日）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等の訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧場所が熊本市役所土木管理課地籍調査班においての開催時間は、期間中の土曜日、日曜日以外の午前 9 時から午後 5 時までの間とする。それ以外の場所についての開催時間は午前 10 時から午後 4 時までの間とする。

## 公 告 第 1 0 8 号

平成 26 年 2 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、熊本県知事 蒲島 郁夫から熊本都市計画道路事業について認可の告示があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告する。

また、同法第 62 条第 1 項の規定により、熊本都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、これを一般に縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 熊本都市計画道路事業 3・4・21 号 上熊本細工町線
  - (2) 熊本都市計画道路事業 3・4・20 号 上熊本藤崎宮線
- 2 施工者の名称  
熊本市
- 3 事務所の所在地及び関係図書の縦覧場所
  - (1) 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号  
熊本市都市建設局都市政策課
  - (2) 熊本市中央区本山二丁目 9 番 51 号  
熊本市都市建設局熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業地の所在
 

(収用の部分) 熊本市西区上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目地内  
(使用の部分) 熊本市西区上熊本二丁目地内
- 5 事業施行期間及び縦覧期間  
平成 26 年 1 月 17 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

## 公告 第 110 号

平成 26 年 2 月 14 日

熊本市北区植木町平井の全部の地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

熊本市長 幸山政史

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図の写し、地籍簿案
- 2 閲覧期間 平成 26 年 2 月 15 日から平成 26 年 3 月 6 日まで 20 日間
- 3 閲覧場所
  - 北区植木町平井公民館 （2 月 17 日から 2 月 19 日まで）
  - 北区植木町宝田公民館 （2 月 20 日から 2 月 21 日まで）
  - 熊本市北区役所 土木管理課地籍調査班 （2 月 22 日から 3 月 6 日まで）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
- 5 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
- 6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 閲覧は、期間中毎日 9 時（植木町平井公民館及び植木町宝田公民館においては 9 時 30 分）から 16 時までの間とする。ただし、2 月 15 ・ 16 日、3 月 1 ・ 2 日は除く。

## 公告 第 112 号

平成 26 年 2 月 14 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画第 11 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 縦覧場所  
熊本市農水商工局農業政策課扱い手推進室

## 公告 第 114 号

平成 26 年 2 月 14 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
熊本市東区広木町 283 番、329 番 1、330 番  
2,585.28 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市東区下江津五丁目 13 番 12 号  
株式会社 熊本不動産ネット  
代表取締役 横田 健太

## 公告 第 117 号

平成 26 年 2 月 14 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町亀甲字中原 259 番 4

499.68 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町大井 423 番地

佛田 明生

佛田 絵里子

佛田 和子

公 告 第 120 号

平成 26 年 2 月 14 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町清藤字西ノ前 267 番 1、268 番 1、292 番

4,822.13 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区平成三丁目 16 番 27 号

株式会社 九建ホーム

代表取締役 福嶋 正夫

**中 央 区**

中 央 区 告 示 第 4 号

平成 26 年 2 月 10 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 2 月 7 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前渕 啓子

以下、登載省略

中 央 区 告 示 第 5 号

平成 26 年 2 月 14 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 2 月 10 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前渕 啓子

以下、登載省略

**上 下 水 道 局**

上 下 水 道 局 告 示 第 7 号

平成 26 年 2 月 3 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 26 年 2 月 3 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦

覽に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 26 年 2 月 3 日

- 2 下水を排除し、及び処理する区域

(1) 東部処理区

中央区出水七丁目、中央区出水八丁目、東区戸島西三丁目及び東区小山三丁目の各一部

(2) 南部処理区

南区野口二丁目及び南区荒尾一丁目の各一部

(3) 西部処理区

西区池上町及び西区花園七丁目の各一部

- 3 供用を開始する排水施設の位置

前項に示す区域内

- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

(1) 東部処理区

東区秋津町秋田 536 番

東部浄化センター

(2) 南部処理区

南区元三町四丁目 1 番 1 号

南部浄化センター

(3) 西部処理区

西区沖新町 4944 番 3 号

西部浄化センター

上下水道局告示第 8 号

平成 26 年 2 月 5 日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 618 号	熊本市中央区上水前寺二丁目 4 番 5 号 有限会社共栄冷機 代表取締役 松村 信嘉	平成 25 年 12 月 30 日

**教 育 委 員 会**

教 委 告 示 第 2 号

平成 26 年 2 月 6 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時

平成 26 年 2 月 10 日 (月) 午後 2 時から

2 場所

マスミューチュアル生命ビル 7 階 会議室

3 議案

- (1) 平成 25 年度熊本市一般会計 (教育費) 並びに特別会計 (奨学金貸付事業会計) 2 月補正について
- (2) 平成 26 年度熊本市一般会計 (教育費) 並びに特別会計 (奨学金貸付事業会計) 当初予算について
- (3) 熊本市立小学校及び中学校通学区域の一部改正について
- (4) 熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について
- (5) 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について
- (6) 熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例案に対する意見について

4 協 議

- (1) 熊本市教育振興基本計画の見直しについて
- (2) 熊本市立特別支援学校小・中学部整備基本計画 (素案) について
- (3) 熊本市立幼稚園基本計画 (素案) について
- (4) 熊本市いじめ防止基本方針 (案) について

5 報 告

- (1) 富合小中一貫教育について
- (2) ESD 教育について
- (3) 広報・公聴関係について

**監 査**

監 委 公 告 第 5 号

平成 26 年 2 月 12 日

平成 25 年 12 月 27 日に受理した熊本市長に対する措置請求 (請求人 池田義一 外 2786 名) について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 4 項の規定に基づき、その監査結果を次のとおり公表する。

熊本市監査委員	田 尻 清 輝
熊本市監査委員	竹 原 孝 昭
熊本市監査委員	平 塚 孝 一
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

第 1 請求の受理

本件監査請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 25 年 12 月 27 日にこれを受理した。

なお、代表者ほか 2,993 名の計 2,994 名を請求人として請求がなされているが、そのうち請求日に熊本市住民であることが確認できないもの及び重複して請求がなされているものなどの人数が、合わせて 207 名であった。

これらの 207 名の請求については、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に該当しないため、却下する。

第 2 監査の実施

1 請求の趣旨

措置請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。  
花畑地区広場用地確保のための旧産業文化会館解体工事費用及び民間ビル用地買収費、建物補

償経費並びに不動産鑑定料の予算執行は、以下のことから不当な公金の支出に当たる。

- (1) 地方財政法第 8 条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」としている。まだ使用可能な建物である産業文化会館について早々と廃止方針を決め解体を進めるのは、この規定に反し、市の従来の方針とも異なる。
- (2) 市長は、産業文化会館廃止理由として、改修費用が 20 億円と高額にのぼることを挙げていたが、桜町・花畠地区再開発事業の附帯決議に関する特別委員会では、花畠広場整備費用は屋根を付けるフル規格では 40 億円と表明した。これは、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない」としている地方自治法第 2 条第 14 項に反する。
- (3) 産業文化会館廃止の最大の理由とされた花畠地区再開発の計画が破綻した経緯、理由等及びその当事者（市長・民間事業者）の責任の所在を明らかにすべきであり、当該民間事業者に計画破綻の責任があるにもかかわらず、その所有の土地等の買収に多額の費用を支払うのは、税金による民間企業の擁護に等しく、不当である。また、花畠地区広場構想はその必要性・費用面からも熟度の低い構想であり、市全体の総合的な計画及び市の行政施策の中で、予算とのバランスが取れ優先順位が高いものかどうか疑義がある。旧産業文化会館ホールの代替ホールとなる中規模ホールについても未解明のまま、まだ隣地の駐車場用地買収も実現していない段階で民間ビル 2 棟を高額な補償金を支払い買収するのは、政策的な整合性にも欠ける。

よって、熊本市長に対して、旧産業文化会館解体費用 3 億 6,828 万円及び民間ビル用地買収費、建物補償経費 15 億円並びに不動産鑑定料 600 万円の予算執行の差止めを求める。

## 2 監査対象事項

措置請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から、本件監査の対象事項を次のとおりとした。

- (1) 旧産業文化会館の解体の経緯及び解体費用について
- (2) 花畠地区広場整備について
- (3) 民間ビル 2 棟の用地買収費、建物補償経費及び不動産鑑定料について

## 3 措置請求書の補正

措置請求書の一部に誤りがあり、平成 25 年 12 月 20 日、請求人代表者から補正を受けた。また、その際に新たな証拠の提出があった。

## 4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 1 月 9 日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

新たな証拠の提出はなかった。

## 5 監査の方法等

### (1) 関係職員の事情聴取

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 26 年 1 月 15 日に下記の職員から事情聴取した。

都市建設局長、都心活性推進課長、用地調整課長、  
観光文化交流局次長、その他職員

### (2) 関係書類の精査等

監査の対象とした事項について、関係書類を精査し、関係法令等を参照した。

## 第 3 監査の結果

### 1 主文

本件監査請求についてはいずれも棄却する。

### 2 事実関係

請求人から提出された証拠及び関係職員の事情聴取等から、次のとおりの事実が認められた。

## (1) 産業文化会館の廃止・解体・広場整備の経緯及びその理由

## ア 産業文化会館について

産業文化会館は、産業の振興並びに市民生活及び文化の向上を図ることを目的として昭和 56 年 3 月に建設された。総事業費は約 26 億円であった。

産業文化会館は、旧勧業館が果たしてきた役割を一部踏襲し、会館の一部を商業施設や民間事務所などとして積極的に貸し付けるなどして産業・商業の振興に寄与してきた。また、会館のホールや会議室などを市民の利用に供するなどして市民生活及び文化の向上にも寄与してきた。

しかし、平成 21 年 3 月に設置条例が廃止され、平成 21 年 3 月末をもって閉館された。廃止に至った経緯については、次のとおりである。

## (産業文化会館の改修計画について)

- ・産業文化会館の老朽化に伴い、平成 15 年頃から空調機器をはじめとする各種設備や装置の機能の低下が目立つようになってきた。
- ・特に空調は、設備の一部の破損や腐食などが原因で不具合な状況が続き、運転中に停止する可能性さえ予見されるようになってきた。また、エレベーター・エスカレーターにもたびたび不調が見受けられるなど、現況のままで快適・安全な会館運営を維持していくうえで支障が生じる恐れが出てきた。
- ・このため熊本市は、平成 16 年度に空調設備、大ホール、電気設備等の改修工事を主な内容とする産業文化会館の整備計画を立て、改修の期間を 5 年、改修に要する経費を総額 12 億 1 千万円と見積もり、第 5 次熊本市総合計画・まちづくり戦略計画のなかに位置づけ、その後何度も細部に修正が加えられた。
- ・しかしながら、整備計画のうち、改修に要する経費の総額は、平成 19 年第 1 回定例会の本会議において「概ね 20 億円を超えるものと想定している。」との答弁がなされるなど、当初の予想を次第に上回っていった。

## (花畑地区の再開発事業と産業文化会館の整備計画の凍結、中止について)

- ・整備計画に従い、産業文化会館の改修工事は平成 19 年度より最も急を要する空調設備の改修工事から順次着手されることになり、予算編成作業が行われた。
- ・その最中、平成 18 年 12 月に、産業文化会館に隣接する地権者から、熊本市に対して産業文化会館を含む地域に劇場を中心とした花畑地区の再開発事業（以下「花畑再開発事業」という。）の構想が提案された。提案があった花畑再開発事業の構想は、産業文化会館を含めた花畑地区を再開発する、新幹線開業を迎える平成 23 年 3 月を目途に完了させる、という内容の任意の民間再開発事業で、城下のまちづくり協議会桜町地区会議から、熊本市も地権者の一人として積極的に参加してほしいと要望されたものであった。
- ・熊本市は、この花畑再開発事業の構想が中心市街地の活性化に大きく寄与するものと判断したので、平成 19 年 3 月に、市議会に対し、産業文化会館の改修工事を見送り、同館ホールや会議室等の利用申込受付は平成 20 年 3 月末までの利用分までとすること、また花畑再開発事業構想への協議及び検討へ参加することを報告し、産業文化会館の整備計画に係る改修工事経費の平成 19 年度当初予算への計上を見送った。
- ・その結果、産業文化会館の整備計画は凍結、中止された。

## (産業文化会館の廃止)

- ・かねてから熊本市では高次な都市機能が集積された中心市街地の担うべき役割を再構築し、中心市街地活性化に資する施策や事業を総合的かつ一体的に展開していくための中心市街地活性化基本計画（以下「活性化計画」という。）を策定中であったが、平成 19 年 2 月頃に花畑再開発事業が中心市街地の活性化を担う事業のひとつであるとして活性化計画の中に位置づけ、国庫補助の対象事業とするとともに積極的に参画する意向を

示した。

- ・平成 19 年 5 月に活性化計画が国の認定を受けたことや遅れ気味ではあるが花畠再開発事業が着実に進捗していると判断した熊本市は、同年 6 月には産業文化会館の商業施設及び事務所などの入居者に入居契約等の終了について説明するなど、産業文化会館の廃止に向けた準備を進めた。
  - ・平成 20 年 2 月に民間地権者が熊本市花畠地区開発協議会（以下「花畠協議会」という。）を設立し、同年 3 月には花畠協議会に熊本市も参画した。
  - ・当初、平成 20 年 3 月末をもって産業文化会館を廃止する予定であったが、入居者の移転先の問題等もあってその時期は 1 年延期された。同年 4 月からはホールや会議室等会館の施設の貸出しが中止された。そして平成 21 年 3 月には議会で産業文化会館の廃止条例が可決され、同年 3 月 31 日をもって産業文化会館は、廃止されるに至った（平成 21 年 4 月 1 日時点以後、廃止された産業文化会館を「旧産文会館」という。）。
- 以上のうち大半の事項については、平成 21 年の産業文化会館の廃止に伴う移転補償料及び移転調査費に係る措置請求においても述べたところである。

#### イ 花畠再開発事業の破綻

産業文化会館廃止の原因のひとつとなった花畠再開発事業であったが、同事業を推進してきた花畠協議会は、平成 25 年 3 月に解散した。その経緯は次のとおりであった。

花畠協議会は、平成 22 年 2 月に花畠再開発事業において、A 街区（花畠公園の南側）に商業、業務、ホテル施設を、B 街区（花畠公園の北側）に放送施設、文化ホール施設を配置する案をマスコミに発表した。その後、花畠協議会は、年間 20 回から 30 回の協議を重ねていたが、平成 22 年 1 月に B 街区での放送施設と文化ホールの合築について、敷地条件や技術面で調整が難航していると議会で報告された。また、A 街区においては平成 20 年 2 月から床の取得者を募ってはいたものの、国際的な経済破綻いわゆる平成 20 年 9 月のリーマンショックに端を発した世界経済状況の悪化があり、一般の再開発事業への参画機運も冷え込んだ状況があり、床取得者は集まらず花畠再開発事業は停滞していた。

一方、熊本市では、平成 23 年 9 月に学識経験者、周辺地権者、地域代表等からなる「桜町・花畠周辺地区まちづくりマネジメント構想検討委員会」が設置され、平成 24 年 3 月に「桜町・花畠周辺地区まちづくりマネジメント基本構想」が策定され、交通センター前のシンボルロードを歩行者空間にするシンボルプロムナードの空間構想が発表された。同年 6 月には、その構想に係る事項を審議するために学識経験者、周辺地権者、地域代表、公募委員等からなる「桜町・花畠周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会」が設置され、同月には、放送局が B 街区において放送施設を単独移転することが発表された。

このような流れの中で、旧産文会館がある A 街区部分については、シンボルプロムナード構想と一体的な空間として整理する方向で議会にも報告され、花畠再開発事業については解消する方向に収束していった。

平成 24 年 10 月に、花畠協議会は解散も選択肢に入れた検討を行うことを決定し、同年 1 月に花畠協議会は解散方針を決定し、平成 25 年 3 月に解散した。

なお、花畠再開発事業の中で整備することとしていた文化ホールは、花畠再開発事業の断念により、整備が困難となった。

#### ウ 花畠地区広場の整備について

（シンボルプロムナードと花畠地区広場構想）

平成 24 年 1 月に花畠協議会が解散の方針を決定した一方で、同月、市長は市議会全員協議会で「桜町・花畠地区の賑わいと潤いの上質な都市空間の創出に向けた新たな方向性」（以下「新たな方向性」という。）を説明し、平成 25 年度当初予算として新たな方向性に関する予算案（旧産業文化会館解体費用、隣接用地取得、M I C E 基本計画策定、桜町地区再開発助成、まちづくりマネジメント計画業務）を上程することを説明した。

この新たな方向性の中で、前述したとおりシンボルプロムナードの構想と花畠再開発事業の A 街区を広場とする構想が打ち出され、旧産文会館の解体に着手し、その民間地権者が所有する隣接部の一部を市が購入し、これとあわせて広場を整備することが示された。

その後、平成 25 年 2 月に、当該広場を桜町再開発事業の工事期間中におけるバス待機場として利用するため借りたいと民間事業者から具体的な提案を受け、市議会全員協議会の場で報告がなされた。

現在のバスターミナルが公共交通の要であり、工事期間中も、その機能の確保が必要不可欠であるため、この期間に限り、現バスターミナルに隣接するシンボルプロムナードと花畠地区広場を仮バスターミナルとして暫定的に利用することも検討されたが、桜町・花畠地区再開発事業の附帯決議に関する特別委員会（以下「特別委員会」という。）での審議を経て、仮バスターミナルとしての利用は断念され、本来の目的である広場としての利活用を早急に図ることとなった。

平成 25 年 3 月の市議会で上記当初予算が可決されたが、予算執行に関する附帯決議が可決され、特別委員会での議論を経て報告が出されるまで、予算執行は停止された。特別委員会での 10 回の議論を経て、同年 6 月にとりまとめ報告がなされ、予算執行の停止は解除された。

## エ 旧産文会館解体

花畠再開発事業の進捗に伴つていざれ行われる権利変換では、熊本市も地権者の一人としてその権利を主張する必要があるため、旧産文会館の建物はそのときまで現況のまま残されることとなっていた。

関係職員からの事情聴取によると、平成 25 年度に入り旧産文会館が閉鎖され 4 年が経過し、建物の老朽化も進んでおり、廃止が決まり使用されぬまま老朽化していくだけの建物を放置しておくことは、花畠地区だけではなく中心市街地全体の賑わいへの影響もあると考えられていた。

そこで、旧産文会館を解体し、当該地区で様々なイベントまたはマーケット等に利活用可能な、防災・安全・快適性にも寄与する空間を創出することで、桜町再開発事業の整備期間であっても、中心市街地及び当該地区の賑わいを創出することに繋がるということが考えられ、旧産文会館解体工事請負契約に係る議案が平成 25 年第 4 回定例会で可決され、同年 12 月工事請負契約が締結され、平成 26 年 1 月に入り、解体工事が着手されたところである。

以上のことと時系列に表示すると次のとおりである。

- 平成 18 年 12 月 民間事業者が産業文化会館を含む地域に劇場を中心の花畠再開発事業の構想を表明され、熊本市に協力依頼があり、城下のまちづくり協議会桜町地区会議から、熊本市にも産業文化会館一帯の再開発事業推進の要望があつた。
- 平成 19 年 3 月 市議会に対し、産業文化会館の改修工事の見送り及び産業文化会館ホール、会議室等の利用申込受付は、平成 20 年 3 月末までの利用分までとして上記再開発事業構想への協議・検討への参加について報告した。
- 平成 19 年 5 月 中心市街地活性化基本計画の認定。
- 平成 20 年 2 月 民間地権者 2 者で花畠協議会を設立された。  
※同時に花畠協議会が床取得者を募る活動も開始された。
- 平成 20 年 3 月 同協議会へ熊本市が参画した。
- 平成 20 年 4 月 産業文化会館ホール、会議室等の利用を休止した。
- 平成 21 年 4 月 熊本市産業文化会館条例を廃止する条例が議会において可決され、同年 4 月から産業文化会館は閉館された。
- 平成 22 年 2 月 花畠再開発事業における施設配置案（A 街区が商業施設・業務・ホテル、B 街区が放送施設・文化ホール）がマスコミに発表された。
- 平成 23 年 9 月 「桜町・花畠周辺地区まちづくりマネジメント基本構想検討委員会」が

設置された。

- 平成 24 年 3 月 「桜町・花畠周辺地区まちづくりマネジメント基本構想」が策定された。
- 平成 24 年 6 月 B 街区への放送局の単独移転決定が発表された。
- 平成 24 年 10 月 花畠協議会が解散も選択肢に入れた検討を行うことを決定した。
- 平成 24 年 11 月 花畠協議会が解散方針を決定した。
- 新たな方向性が市議会全員協議会で説明され、花畠地区における広場構想が公表された。
- 平成 25 年 2 月 新たな方向性に関する予算案（旧産文会館解体 470,000 千円（H25・26 債務負担行為）、隣接用地取得 1,506,000 千円、MICE 基本計画策定 22,000 千円、桜町地区再開発助成 10,600 千円、まちづくりマネジメント計画業務 15,000 千円）を平成 25 年度当初予算として上程することが市議会全員協議会で説明された。
- 平成 25 年 3 月 花畠協議会が解散された。
- 前述予算案が可決された。
- 同時に予算執行に関する附帯決議が可決され、特別委員会での議論を経るまで予算執行が停止された。
- 平成 25 年 6 月 特別委員会で取りまとめ報告がなされ、予算執行の停止が解除された。
- 平成 25 年 12 月 旧産文会館解体工事請負契約に係る議案が可決され、工事請負契約が締結された。
- 平成 26 年 1 月 旧産文会館の解体工事が着手された。

(2) 旧産文会館解体工事請負契約金額及び民間ビル用地買収費、建物補償経費並びに不動産鑑定料

ア 金額の内訳

請求人がいう旧産文会館解体費用 3 億 6,828 万円及び民間ビル用地買収費、建物補償経費 15 億円並びに不動産鑑定料 600 万円について、詳細は次のとおりである。

(イ) 旧産文会館解体工事請負金額

平成 25 年度・平成 26 年度債務負担行為額 : 4 億 7,000 万円  
(平成 25 年度 : 1 億 9,700 万円、平成 26 年度 : 2 億 7,300 万円)

工事請負契約締結額 : 3 億 6,828 万円

(ロ) 民間ビル用地買収費及び建物補償経費

平成 25 年度当初予算計上予算額  
・用地購入費（公有財産購入費） : 3 億 5,500 万円  
・建物補償経費（補償補填及び賠償金） : 11 億 4,500 万円

(ハ) 不動産鑑定料

平成 25 年度当初予算計上予算額（役務費） : 600 万円  
このうち、金額が確定したものは、(イ) の 3 億 6,828 万円だけであり、(ロ) 及び(ハ) で実際に支払いを要する金額については、平成 26 年 2 月 12 日の時点ではまだ確定していない。

イ 金額の算定基準

請求人は、ア(ロ) 民間ビル用地買収費及び建物補償経費について高額であると主張しているが、その算定基準について監査したところ、次のとおりであった。

(イ) 用地購入費について

3 億 5,500 万円の予算額の算定にあたっては、相続税路線価を参考に算定が行われている。実際の金額については不動産鑑定士により鑑定された価格を基本に、決定されることがとなる。

(ロ) 建物補償経費について

建物については、現状の建物と同等の建物を別の場所に建てることを前提として、移転

に要する費用が補償されるものであり、「熊本市の公共事業の施行に伴う損失補償基準」(以下「本市損失補償基準」という。)に基づき算定されたものである。道路や公園などの整備に伴う公共事業における土地の取得と同じ基準によるものである。

熊本市が事業を進め行政財産の取得のために買収をする際には、この基準に基づき算定されている。

公共事業の施行に伴う損失補償の考え方は、建物の現在価格を算定するとき、当然建てたときは 100% の価値があり、最終的に耐用年数を全部経過したとき、例えば RC (鉄筋コンクリート) の建物であれば 80 年経過したときにも 20% の建物価格が残るのが前提とされている。その間に途中の段階の価格はその経過年数に応じた算定価格が当該建物の現在価格となる。

公共事業に伴う損失補償金には、建物価格と運用益損失率を足し合わせる考え方になっており、運用益損失率とは、この今回買収対象の民間ビルの場合、建設後 31 年経過しているので、ここで当該建物を同じ建物として建て替えるとした場合、現在価格が 6.9% で、残り 31% は自己資金で補うという考え方になる。この自己資金の 31% 分を 31 年間の間にためるわけであるが、実際には建物を建て替えなければ、この後の期間ためた資金を運用ができるという考え方がある。その運用によって利益を得る部分というのが、運用益であり、それが損なわれる部分を手当するというのが、この公共事業の損失補償基準の考え方となる。

運用益が損失される部分が、31 年経過した時点では 19.3% と算出され、この 6.9% の現在価格に運用益を損失する部分の 19.3% を足し合わせた 88.3% が、再築補償率となる。

建物の補償額は、この再築補償率を建物の新築費に乗じて算定することになるが、予算計上の時点では、この新築費については、「建物の鑑定評価必携（財団法人建設物価調査会）」に記載のある建物から、面積、種類、構造等が類似した建物の床単価（23 万 4,000 円/m<sup>2</sup>）に再築補償率（88.3%）を乗じた上で、消費税相当分を加味した金額を建物自体の補償費として想定したものである。

さらに、付随する設計費用、登記費用、不動産手数料等も補償する必要があるため、その費用を過去の補償事例等を参考に算出すると、その平均価格は 5 万 5,000 円となる。

この 2 つの想定した金額を加えた、27 万 2,000 円/m<sup>2</sup> (23 万 4,000 円/m<sup>2</sup> × 1.05 × 88.3% + 5 万 5,000 円/m<sup>2</sup>) に 2 棟の延べ面積 4,200 m<sup>2</sup> を掛け合わせ、11 億 4,500 万円の建物補償費とされていた。

### 3 判断

#### (1) 中心市街地再開発の中での旧産文会館解体について

平成 21 年の監査結果でも述べたように、当時旧産文会館が中心市街地の活性化に寄与してきたことや改修すればまだ十分利用できることは認められたが、経費の二重負担の危険を回避し、花畠再開発事業によって中心市街地を活性化させる行政目的実現のために廃止した行為は、不当とまでは言えなかった。

請求人は、1 請求の趣旨(1)で、まだ使用可能な建物である旧産文会館について早々と廃止方針を決め、解体を進めるのは市の従来の方針と異なると述べているが、中心市街地の活性化とこれに伴う再開発は、市の重要施策として位置づけられ取り組まれてきたものである。また、その後花畠再開発事業が破綻したことについても、当時のリーマンショックを端緒とした国際的経済破綻による経済状況の悪化が一般的に予測不能であったこと、あるいは花畠地区における放送局の独自の施設建設計画等の影響もあり、この状況下において旧産文会館を再開せず、解体工事契約締結の議案を提出した市長の判断は、総合的に判断すればやむを得なかつたものと思料される。

#### (2) 再開発事業を取り巻く事情について

花畑再開発事業に市が参画した中で、文化ホールを設置する方向で計画を進めることができたが、花畑再開発事業の頓挫により、困難となり中断した状況であった。桜町地区に計画されている MICE 施設の整備は、コンベンションの利用と併せてホールに配慮しつつ計画を進められている状況である。特別委員会の報告の中でも、旧産文会館の再利用を求める声には、そのホール機能への期待が大きく、その機能補完のための総合的検討を求める、という趣旨の記載がある。

平成 25 年度中に機能補完に係る報告書としてとりまとめる方向で進めるにあたり、その補完の検討の中で、旧産文会館の利用状況を見て、固定席 700 席のホールが集会系催事で 6 割、文化系の催事で 4 割という利用状況を踏まえ、集会系催事については現在検討中の MICE 施設の 1,000 m<sup>2</sup> 程度の国際会議ホール、文化系催事については 489 席を有し音響面では定評のある森都心プラザホール、これらで機能分担が可能という考え方を示している。

また、MICE 施設に 2,300 席のメインホールを整備することで、稼働率が高く予約が取りづらい市民会館崇城大学ホールが利用しやすい環境になることが予想され、当該ホールは 1 階及び 2 階で 1,500 席、1 階で 825 席あり、この 1 階だけの利用により、旧産文会館の 700 席の利用をある程度受容できるということで、代替としての市民会館の利用方法も検討されているところである。

なお、その後の利用状況を含めて市民会館の改修計画等を検討する中で、中規模ホール整備については、利用状況を踏まえて検討し、1 階だけの利用で利用者の不満が解消されない状況が生じれば、さらなる検討の可能性を残されている状況である。

また、MICE 施設に関する市民への説明については、平成 25 年 8 月には「まちなか広場」をテーマにした講演会の開催、同年 10 月 6 日及び 7 日に開催された「第 9 回城下町大にぎわい市」でのオープンハウスで市民へのアンケート実施、平成 25 年度の 2,000 人市民委員会での合同研修会等の機会を通じ、周知及び意見聴取を行っている。

請求人は 1 請求の趣旨(2)で、花畑広場整備費用の金額が高額であるとして「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」としている地方自治法第 2 条第 14 項に反するとして述べているが、最大規格で算出した場合の金額である 40 億円を高額であるとする主張であり、実際の金額については今後のさらなる議論及び検討の中で決定していくものであるから、現段階で当該規定に反すると言うことはできない。

### (3) 経費の妥当性について

請求人は、1 請求の趣旨(3)で、民間事業者の所有する土地及びビル 2 棟を高額な補償金で買収することは不适当であると述べているが、民間ビル購入に関する事業費 15 億 600 万円（用地買収費 3 億 5,500 万円、建物補償経費 11 億 4,500 万円及び不動産鑑定料 600 万円）の 2 分の 1 が、国の補助（社会資本整備総合交付金）として交付される。

また、2 事実(2)イで述べたように、用地買収費は相続税路線価をもとに算定された金額であり、建物補償金額については、国の基準に準じた本市の公共事業の施行に伴う損失補償の基準に則り算定された金額である。

以上のような事情に照らせば、請求の趣旨(3)で請求人が主張するように、代替ホールの未解明な部分は認められるものの、検討会を開催し、様々な機会において説明を実施し、議論を踏まえて計画を推進し、議会に上程され可決された旧産文会館解体工事費用 3 億 6,828 万円及び民間ビル用地買収費 3 億 5,500 万円、建物補償経費 11 億 4,500 万円並びに不動産鑑定料 600 万円を執行しようとする熊本市長の行為は、不当とは言えない。

以上のことから、本件で請求人が市長に対して支出の差止めを求めた請求人の主張については、いずれも理由が認められないため、主文のとおりとする。

### 4 附記

今回の監査請求は、2,700 名を超える市民から提出されている。また、請求はしないまでも旧産業文化会館を利活用していた市民、法人あるいは市民感覚から見て唐突な感は否めない広場構想等に疑惑や反対の意思を持つサイレントマジョリティーを含めると、旧産業文化会館の解体

及び今後の中心市街地の再開発事業に関する市民の関心は、非常に高いことが思料される。

市長は、このような市民の関心を深く受け止め、今後の契約の締結、履行等その他関連する事務の執行に当たっては、透明性を確保し適正に処理され、より低廉かつ妥当性のある価格交渉に努める必要がある。

また、平成 21 年の産業文化会館に関する措置請求に係る監査結果において、「再開発事業における産文会館の位置付け、当該事業の進捗状況などを市民に分かり易く説明をするなど、市民の理解を得ながら進められるよう期待する」と附記したが、それについて十分対応されていたかどうかは、疑問が残るところである。スピード感を持ち行政施策を速やかに実現することは重要であるが、十分に議論を尽くした上で住民の合意形成は、より重要視されてしかるべきものである。

今後の M I C E 等の再開発等の計画策定に当たっては、市民参画の理念に基づき、市民及び議会に対しては、恣意的な情報提供と受け取られないような、正確な事実関係の説明に努め、議論を尽くし、疑惑を持たれないような市政運営に努められるとともに、市民の将来を見据え、人口減少時代においても持続可能な確実性のある計画となるよう、透明性と公正性の確保に努められることを期待するものである。

なお、請求人の署名を確認する段階で、筆跡が同一と疑われるもの、重複して請求しているものが散見されるなど、請求人側の請求手法及び内容に疑惑を生じさせるものがあった。

請求を行うに当たっては、請求人側も諸規定に従い、責任感を持ち、自らの請求を把握したうえで請求書を提出されることを要望したい。

## 人事委員会

人委規則第 1 号

平成 26 年 2 月 7 日

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年人委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「本文」を削り、「勤務時間」の次に「の割振り」を、「午後 5 時 15 分まで」の次に「の間で定めるもの」を加える。

第 7 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、任命権者は、変更の内容を適切な方法により速やかに当該関係職員に明示しなければならない。

第 7 条第 2 項を削る。

第 9 条中「適切な方法により速やかにその内容を」を「その内容を適切な方法により速やかに当該関係職員に」に改める。

### 附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。